

●12月定例府議会で、ばばこうへい議員、成宮まり子議員、島田 けい子議員がおこなった一般質問と答弁の概要、他会派議員の一般質問項目をご紹介します。

ばば こうへい	一般質問	1
成宮 まり子	一般質問	7
島田 けい子	一般質問	13
他会派議員の一般質問項目		20

12月定例会 一般質問

ばば こうへい (日本共産党・京都市伏見区)

2013年12月9日

自民党・公明党の特定秘密保護法強行採決に抗議、廃案へ全力あげる

【ばば】日本共産党のばばこうへいです。議長のお許しをいただき一言申し上げます。12月6日深夜に自民党・公明党が特定秘密保護法の採決を強行したことに、満身の怒りを持って抗議します。日本国憲法の掲げる、国民主権・基本的人権、平和主義に反する暴挙と言わなければいけません。こうした暴挙を前に、国民の怒りの声はさらに大きく広がっています。我が党は、こうした大多数の国民の怒りの声とともに、この悪法を廃止するために全力を挙げる決意です。

アベノミクス破たん示す深刻な中小企業の実態

計画的・中長期的な公共事業発注で現状改善を

【ばば】それでは、質問に入ります。

まず、地域経済の振興についてです。

アベノミクスと称する経済政策で、公共事業の量は急増し仕事量は増えています。また、労務単価が平均約16%の引き上げがなされ、最低制限価格の基準価格の見直しもされています。しかし、業界やそこで働く皆さんからは厳しい実態に悲鳴が上がっています。

先日、建設交通常任委員会に、京都府建設業協会の岡野会長に参考人としてお越しいただき、建設業の振興について現状もふまえてお話を伺いました。会長からは、平成24年度の土木工事での落札率を全国と比較すると、京都府は85.8%で44位、下から3番目となっていることを指摘し、全国でも京都が低くなっている低入札の状況を訴えられました。また、建設労働者の賃金がこの10年ほどで14%も下がり、他の産業と比べても異常に低い状況になっていることを示しながら、業界の将来を担う若手労働者が29歳以下で建設従事者全体の1割程度にまで減少しているなど、職人不足の深刻な現状について「がけっぶちのがけっぶち」と述べられました。同時に、アベノミクスによる短期的な仕事量の増加は一定喜ばれているとしながら、「行政の都合で一時的に仕事を大量に発注をされても受けられない」とも話されました。つまり、業界の深刻な疲弊の背景に公共事業を景気の調整弁のようにして使ってきたことがあるということではないでしょうか。知事は、記者会見の中で「公共事業は経済のカンフル剤」とおっしゃい、アベノミクスの大型補正予算が出された際、「とれる物はすべてとりにいけ」と檄を飛ばしたと聞きます。しかし、アベノミクスの実態は、

短期的な景気の高揚を演出するために、大量の公共事業予算のバラまきで、地域の建設業の本当の意味での振興にはつながらず、カンフル剤や一時しのぎどころかむしろ、地域建設業の疲弊を深刻にしているのではないのでしょうか。私はこの間の災害で浮き彫りになっている河川や砂防、全国的にも対策が急がれる公共建築物のメンテナンスなど、こうした身近で急がれる、しかも継続的な対策をとることが府民の安心安全を守ることであり、地域企業の育成につながると考えます。そこでまず伺います、知事はこうした状況についてどのように考えているのか、ご所見をお聞かせください。

こうした話は既に表面化してきています。本府においても、また全国的にも公共事業において入札不調が急増しています。東日本大震災の復興が急がれる被災地では、20%を超える事業で不調が発生しています。本府においても9月以降になって入札参加者がいないことによる入札不調が発生していることが報告されています。その理由として、低価格入札が横行する中で、アベノミクスが政策的に進める円安により材料代などが高騰していること、型枠大工や鉄筋工などを中心とした現場職人・技術者の不足が言われています。先日、私は本府発注の府営榎島団地建設工場の現場で、現場監督の方からお話をお伺いしました、その場では、「職人の確保がとにかく難しい」「長い付き合いで、赤字覚悟でやってくれている下請けがいるからなんとかやれている状況」「スライド条項を使っても、多少の穴埋めにしかならない」「ぎりぎりの落札で、ちょっとした変動で即赤字」「仕事確保のための低入札と低賃金という構造を変えないと厳しい状況は変わらない」と言われ、改善を強く求められました。公共事業のあり方そのものが問われるような事態だと考えます。

知事として、本府の公共事業の現場で起こっているこうした事態に対して、どのように改善を図っていくのかご所見をお聞かせください。

公契約条例制定し、働き続けられる賃金保証と企業の適正な利益保証を

【ばば】こうした深刻な状況と、現場からの声が示すように、公共事業の改善は待った無しの課題です。私は、「経済の調整弁」としての発注や、低入札の現状を改善し、中長期的な発注で、仕事とマンパワーの安定的な確保と育成という役割を果たす方向へと変えていくことが求められていると考えます。そして、働き続けることができる賃金の保証、企業が事業を続けられる適正な利益の保障が必要です。そのためにも、賃金の下限規定を盛り込んだ公契約条例制定が必要だと考えますが知事のご所見をお聞かせください。

地域経済支える全ての中小企業振興へ、「中小企業振興基本条例」の制定を

【ばば】アベノミクスは、「経済対策」「防災・減災」などといいながら、実際には地域経済をさらに疲弊させることになっています。帝国データバンク京都支店の調査によると、10月度の府内企業倒産の状況は、32件前月比52.4%増、負債総額102億700万円前月比383.5%増となり、4か月ぶりに増加傾向に転じたとされています。また、休廃業・解散も2012年度で倒産件数の1.5倍発生するなど、増加傾向が深刻になっています。前年と比較しても16.8%も増加しています。このように、中小企業金融円滑化法が今年3月で期限切れを迎えた影響もあり、経営破綻していなくても、厳しい状況の中で、休廃業や解散を選ばざるを得ない状況が広がっているのです。

本府の地域経済がこうした状況にある中で、アベノミクスの影響が深刻な形で、追い打ちをかけています。こうした政治が国で進められるときに、地方自治体の長として知事には、地域経済を守る役割が求められているのではないのでしょうか。先の代表質問で、我が党の浜田議員の中小企業振興基本条例の制定を求める質問に対して、『「中小企業応援条例」で12万社すべてを対象にしている。』『「他の県の振興基本条例と何が違うのか」と述べられました。

しかし、本府の応援条例のどこを見ても、他の自治体の基本条例のような「地域の振興、地域経済の発展」

の中心に中小企業を掲げ、中小企業の振興に対して行政はもちろん、中小企業自身や、住民、大企業など、それぞれの役割と責任とともに明記した条項を見つけることはできません。

今求められているのは、12万社全てを対象にしているといった知事の言葉でも、中小企業の役割を条例に書き加えることでもありません。地域の振興、地域経済の振興の為に、府内企業数の99.8%を、地域の雇用の77.7%を担う本府の宝である中小企業を中心に据えて、どう活かし、元気にしていくのか。その理念を行政や、中小企業、大企業、府民が共有し、取り組みを進めていくことこそ求められているのではないのでしょうか。

昨年制定された熊本市の条例では、制定にあたって行政や中小企業団体、消費者団体など、まさに市を挙げて取り組まれました。さらに条例制定以降も、それぞれの立場から条例に基づく取り組みを推進する協議会の設置が盛り込まれています。

全国の自治体でも条例制定が大きく広がっており、都道府県レベルだけでも26の道府県で中小企業振興基本条例を制定する動きが広がっています。行政、中小企業、住民、大企業など、それぞれの果たすべき役割と責任をしっかりと明記し、地域の持つ力をフルに活用して、地域経済を循環させる新たな取り組みです。

改めて、本府でも地域振興の条例とも言える、中小企業振興基本条例を制定すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

知事答弁・ばば指摘要望

【知事】はっきりしているのは、我が国の公共事業がこの15年間でマクロで3分の1に縮んだんですね。これは、地方財政計画とか、そうしたものだけでも平成10年だと15兆円くらいあったんですけども、それが5.3兆円くらいになっているわけです。そして、それにもなって補助金、交付税、起債、すべて決まってくるわけでありますので、そうした枠の中で何とか地域の公共インフラをしっかりと作り上げなければいけない、という大変厳しいなかでやってまいりました。しかし、議会等からもいろいろご意見をいただきまして、このままではとてもじゃないけどもたないということで、これは私が中心となりまして、知事会において国土の安心安全の強化などの日本のグランドデザインというのをしっかりと作り上げて、国に対して強化策を求めてきたわけです。そしてそのなかで、国においても地域経済対策を中心とした成長戦略へ行くまでには時間がかかる、ということで大きな補正予算を組んでいただき、地域の雇用確保や災害対応、除雪等を担う地域の建設業の存在をふまえて14カ月予算をふまえたわけです。しかしこれは、どちらかという今までの3分の1に削減された中で今、滞っている公共事業を何とか前向きにやっていくということと、東日本大震災の復興事業がありますから、こちらの方にも思い切ったことをやっていかなければならない。これはまたやっていく中で、私どもはさらに同時に資材単価の高騰ですとか賃上げもやっていかなければいけないし、最低価格も上げて行かなければいけないということで、最低制限価格の引き上げ、賃上げの引き上げ、こうしたことを全部公共事業の中に盛り込んできているわけですね。

盛り込んでいきているんだけど、一番大きな問題点をご指摘がありましたように人材不足ということが出てきているので、これをいかに安定的に長期的な見通しをもって行っていくことができるかということをお聞きしたいところでありまして、今主張してきているわけです。さらに国と地方の協議におきましても、正に地域経済対策こそがアベノミクスを成功させる唯一の道であるというふうにご主張をいただき、地域経済対策がしっかりと行われるように今お願いしているところでありますし、その中で、先日も来年以降のやはり長期的な見通しに立った公共事業が行われるように知事会から私と担当委員長の京都、大分県知事の両名で社会資本整備予算の確保についても強く要請してきたところでありまして、今はどちらかという、そういう改善状況の中で、いかに人材確保をして長期的な見通しをもって安心安全をつくりあげるかということに移っているということをご理解いただきたいというふうにご希望をしております。

ですから、賃金労働条件に関する問題についても、今お話ししましたようにかなり改善をしてきている中で、地域経済の全体の配慮をやらないといけないなかで、公契約だけが高くなってしまっただけでは、人員確保が民間の事業ではどうなるかということを考えて行かなくてはならないと思います。そういう、今はどちらかというところ公共偏重のような時代ではなくて、これから公共から民間へときちんと事業を移していかなければならない時ではないですか。そういうところを我々は考えて行く必要が、私はあると思っております。

それから、中小企業基本条例なんですけれども、私は何を聞きなのか全然理解ができないのですけれども、この前、一応、条例を変えましてね、中小企業については、地域の経済、雇用の場の確保を担う非常に重要な役割を果たしているということを基本理念にうたい、この中で、地域社会の形成においても大変中小企業は大きいということを書いてあるんですよ。基本理念に。そのうえにおいて、中小企業の振興のために安定的な確保等、それからそれぞれの状況と役割、支援まで書いていて、そしてそれをふまえて中小企業応援隊です、12万社全部回るぞという気負いで、今がんばっているわけですよ。熊本市が、どれほどやっけるか解りませんが、京都府の中小企業の施策というものが最近、非常に充実している。これはしっかりと、この応援条例をふまえてやっているということをご理解いただきたいというふうに思います。

【ばば・指摘要望】ご答弁をいただきましたが、全体が厳しい中で府としてはがんばってやっているんだと、様々な取り組みを進めながら若干ではあるけれども改善を図ってきているんだということがありましたけれども、やはり今、府の地域経済が非常に厳しい状況の中で、本府としてさらに果たしていく役割があるのではないかと思います。地域経済対策こそアベノミクスには必要だと言われますけれども、アベノミクスそのものが見ていない中で状況の中でどうしていくのかというのが問われているのではないかと思います。

応援条例や公契約大綱、様々なことをやっていると言われますけれども、先ほど紹介したような状況というのが更に深刻になって、今目の前に迫っているわけです。アベノミクスが、かつてのバラマキ政策であるということは既に明らかになっているわけですから、仕事が増えていると言われている建設業界の中でも、榎島団地の状況が示すように、知事の言うような状況はうまれていないことは明らかですから、今までのやり方ではダメだということにきているということをしかりと理解をしていただきたいと思います。

併せて、アベノミクスに象徴されるような政治、これはまさしく地域経済を無視する方向だというふうに私は考えています。そうした中で、中小企業振興基本条例は、地方自治体が地域の力をどうやって最大限に活かすのか、こうした取り組みとして始まっています。熊本市でもそうです。また、愛知県でも、中小企業振興基本条例の中に、金融機関の役割が明記されました。このようにそれぞれの自治体で、様々な取り組み、自分の地域の持っている力をどうやって活かしていくのかといった努力が進められているわけです。

本府としても、こうした地域の取り組みにしかりと学んで、先ほど紹介したように、建設業協会岡野会長は、今の業界は「がけっぷちのがけっぷち」だと言われました。今こそ、こうした状況を改善していくためにも地域振興条例とも呼べる、中小企業振興基本条例の制定が必要だというふうに思いますので、その点は強く指摘をして次の質問へ移ります。

伏見区内の河川堤防の抜本改修を

【ばば】次に台風被害と、河川整備について伺います。

9月に発生した台風18号によって、私の地元伏見区でも河川の越水などにより、多くの住宅浸水被害が発生し、京都市の発表する数字は未だに増え続けています。被害発生直後から、上原ゆみこ前府会議員とともに、伏見区各地の被害状況を確認して回りました。

宇治川においては向島観測所水位が計画高水位を超過し、堤防から漏水がおこり決壊を防ぐ「月の輪工法」が実施された箇所も数か所あるなど深刻な状況が進む中で、向島地域住民12,122世帯に避難指示がだされ

ました。

また、避難勧告の出された南浜地域でも、宇治川派流、豪川での内水氾濫により、地域から生活道路の冠水、住宅地などでの浸水が発生しました。さらに京都府管理のスポーツ施設である伏見港公園でも浸水被害を受け、プールはいまなお使用することができない状況です。

鴨川においては京川橋下流、西高瀬川と合流する左岸の下鳥羽地域では、樋門である龍門せきに大量の流木が滞留し、桂川からの逆流と相まって、河川が堤防を超える越水被害が発生しました。住宅の中に大量の水、土砂、流木が流れ込み、また道路が水路の役目となって低地に流れ込んだことで、近辺の家屋、事務所兼家屋、田畑、ガレージ、保育園の園庭などが大きな被害を受けました。

羽東師観測所では水位が計画高水位を超過し、観測史上最高水位を記録したと報告されました。西高瀬川と合流し、そのすぐ下流で桂川と合流するこの下鳥羽地点は、台風 18 号災害発生当日は3つの川の区別がつかないほど一帯が濁流であふれ大河となっていました。

下鳥羽のほぼ真向かいになる桂川の久我橋下流右岸でも越水により、こちらも住宅の1階部分に大量の水が流れ込み、ある住宅では住宅敷地自体が陥没するということが起こりました。久我地域一帯の住宅、小学校、飲食店などの店舗、等々広範囲で浸水するという事態となりました。

下鳥羽地域も久我地域も築堤河川であり、掘り込み河川に比べて堤防決壊の危険性が高いとされています。どちらも地元の水防団や消防団の方々などが総出で土のうを積み、決壊こそ免れましたが、非常に危険な状況であったとされ土のうは今も積まれたままの状態となっています。

先日、新聞でも報道がされましたが、国が桂川の改修の前倒しを発表しました。総額で 170 億円規模とされています。しかしその中身はこれまでの計画の前倒しで、河床の掘削が中心となっています。この地域は、桂川、鴨川、西高瀬川が合流する地域で、堤防の外の低地に住宅密集地が迫っており、先の台風被害のように一旦越水が起こると、大きな被害が発生します。こうした地域において部分的に低くなった堤防からの越水という今回の台風被害を考えると、河床掘削に加えて堤防のかさ上げも合わせて行う必要があるのではないでしょうか。地域の安心安全のためにも、国にさらに強力に働きかけていただき、地域住民の要望もしっかりと反映をさせた形で、堤防のかさ上げを含めた抜本改修をいそいでいただきたいと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

合わせて、来年の出水期に向けた緊急対策も必要です。鴨川の下鳥羽地域の堤防については、現在土木事務所によって土のうと木の板による応急的なかさ上げがなされていますが、今後コンクリートなどでさらにしっかりとしたよう壁が造られるとも聞いています。ぜひ対策をいそいでいただきたいと思います。一方で、桂川の久我地域の堤防についても、越水した部分には堤防上に土のうが置かれております。しかし今回の被害を考えればとても十分と言えるものではありません。国に対して久我地域の桂川について、来年の出水期までに、擁壁の設置など、効果的な緊急対策を、早急に講じるよう求めていると思いますが、知事のご所見をお聞かせください。

サッカースタジアム計画の再検討を

【ばば】次に、京都府が亀岡市に建設する計画のサッカースタジアムについて、今回は特に治水問題についてお聞きします。

9月の台風 18 号によって、桂川の保津橋では、はんらん危険水位 4.5 ㍎に対して、水位が 6.81 ㍎にまで達し、亀岡市で床上・床下浸水など 300 戸を超える住宅被害が発生しました。

私は現場を訪ねお話を伺いました。保津にお住まいの方は「水が来るとあっという間に腰くらいまで水位

が上がり避難する時間もなかった」と当時の状況を語って下さいました。また、地域の方々の中には、日吉ダムや桂川の状況について、大雨が降る度に水害が心配で、常にインターネットなどで確認しているという方も多くいらっしゃいました。これまでから浸水被害が多く、住民の皆さんも洪水などへの不安と関心が高い地域です。

そもそも、建設予定地周辺はかつてから霞堤が設置され、歴史的には遊水池機能を果たしてきた地域です。このため住民の中では、今回の台風による浸水被害を目の当たりにして、スタジアム建設による治水への影響についての不安は大きくなっています。

そこで伺います。スタジアムの建設にあたって、土地のかさ上げの為に 40 万立方メートルの盛り土がされると聞いています。この盛り土が周辺の浸水被害にどのような影響を与えると考えておられるのでしょうか。現在、専用球技場の建設も想定に入れた洪水予測のシミュレーションが発注されていますが、結果についてはいつ出るのでしょうか。

さて、知事は治水問題について本会議で、「亀岡市から『河川区域内の土砂を利用した整備を考えているので遊水機能が損なわれることはない、さらに今後とも治水対策については積極的に対応する』との回答があった」と答弁されています。「府としては、建設主体として亀岡市と連携し必要な調査を実施し、桂川の河川整備計画との整合を図りながら治水上の対策を講じる」とも述べてこられました。

しかし、桂川の京都府管理部分について、河川整備計画は現在策定が進められていますが、まだ案すら出ていない状況です。そうした中で、河川内の土砂の利用で遊水機能が保証されるかどうかの検証や、整備計画との整合性をとりながら対策を検討することなどできないではありませんか。

そのうえ、亀岡駅北側の宅地開発に伴う都市計画審議会など、スタジアムの建設の地ならしのように様々な手続きが行政主導で進められていますが、街づくりの上で最も重要な住民の安心・安全にかかわる治水問題が完全に抜け落ちています。このような進め方が地域の不安と混乱を招く結果になっています。昨日亀岡市で開かれた、サッカースタジアムを考えるシンポジウムでは、保津の方から「ずっと水害にあってきた。地域のことをどう考えているのか」と怒りの声が寄せられました。まずは、洪水被害の常襲地ともいえるこの地域の河川整備をどうしていくのか、早急に計画の策定を行い、対策を進めていくことこそ必要です。計画を一旦立ち止まり、本府の責任で再検討を行うべきと考えるがいかがですか。

理事者答弁・ばば指摘要望

【文化環境部長】 京都スタジアム（仮称）にかかわります治水対策についてであります。桂川上流圏域の河川整備事業計画等で想定しております、百年確立の降雨で発生する洪水を前提としましてスタジアム建設により他流域への治水上の問題となる影響がでないよう対応策を講じることとしておるところでございます。都市計画公園内の土地利用にあたりましては、盛り土は当初の予定地全体を埋め立てるのではなく最小限の範囲にとどめる、スタンド下に設置する地下ピット部分にあふれた河川水を取り入れるようにする、盛り土をおこなわない駐車場などでは地面を掘り下げる、などの対策を講じることにより浸水量約 4.8 万立方メートルの影響が生じないよう整備することとしております。なお、工事予測のシミュレーションにつきましては、現在、桂川上流圏域の河川整備計画の策定に向けた検討がすすめられているところであり、建設予定地を含むシミュレーションを本年度末までに行うこととしておるところでございます。今後とも、都市公園の設置者である亀岡市とスタジアムの建設主体である府が連携共同し河川整備計画等々の整合をはかり、治水への影響が生じないよう万全の対策をしていくこととしております。

【建設交通部長】 伏見区上鳥羽、久我地域における台風被害および河川整備についてであります。一般に

治水対策を実施していく上で重要なことは、河川の水位を計画水位まで下げるとともに、計画水位に対応した堤防の施設を整備し安全に洪水を流すことであり、河川状況や地域の特性に応じて河川の掘削、拡幅、堤防のかさ上げなど様々な対処法を計画することが基本であります。このため必ずしも堤防のかさ上げによる方法を採用するわけではございません。こうしたなかで桂川につきましては河川整備計画に基づき、これまで大下津地区について河川断面を大きくし、水位を下げるべく堤防の引き堤や河道掘削が実施されているところでございます。また、台風18号を受けて京都府として河川改修の早期整備を強く求め、先月29日に国において淀川合流点から上野橋付近について今後おおむね5年間で総額約170億円の事業費を投じ、河道掘削等の大幅な前倒しを実施することが発表されたところでございます。

次に伏見区久我地区の浸水被害についてでございますが、国が管理する桂川におきまして計画堤防高は確保されているものの、整備計画に必要な断面確保のための河道掘削が整備途上であったことから今年度予算で災害対策等緊急事業推進費により緊急的な河道掘削を講じることとなったところでございます。また、下鳥羽地区につきましては、桂川の水位上昇の影響と龍門せきのせきあげなどにより府が管理する鴨川の未整備区間の堤防から越水が生じたため、来年出水期までに越水区間の堤防のかさ上げ工事などを実施する予定であり、今議会におきまして予算の補正をお願いしているところでございます。あわせて抜本的改修として鴨川の河川整備計画に基づき現在龍門せきの改修に向けた関係者との協議や河道拡幅の詳細設計を鋭意進めているところでございます。今後とも、国、府が連携して治水対策を進め本地域の安全安心確保に努めていきたいと考えているところでございます。

【ばば・指摘要望】 スタジアム対策に関しては、結局は机上の計算でしか、今まさに住民にたいしては示すことができない、こうした状況にあるのではないかなと思います。こうしたなかで、この問題というのは、もうすでに今回の台風被害を受けて、あらためて住民のみなさんにとっては、まちづくりの問題そのものとなってきていると思います。最も大切なのは、やはり、地域でどう安心して暮らしていくのか。そこを守っていくことではないでしょうか。少なくとも現状では河川整備計画がないし、それに対してどうやって整合性をもって対策をしていくのか。こうしたことも明確に示すことができないはずで、こうしたなかで、建設そのものが地域住民にとっては不安、混乱をきたす状況になっているわけですから、この計画に関しては一旦立ち止まって再検討しかない、と私は考えます。この点は指摘をしておきたいと考えます。

河川整備の問題ですが、堤防のかさ上げを必ずしも行うということはない、という話がありましたが、今回の災害というのは部分的に低くなった堤防の部分から浸水被害が発生したわけですから、これを残してしまえば、また想定外の浸水がおこれば、その地域に必ず水に浸かる。こうしたことが残されることとなります。これでは住民のみなさんにとってみれば、安心して暮らしていける地域にならないことは明らかです。あわせて来年の出水期までに対策をしていただくことを。府の管理区間に関してははしていただくことができましたが、ぜひ急いでいただきたい。また先ほど紹介したように、危険なところであると住民のみなさんも思っているわけですし、国交省の資料を見てもこの地域では河川災害が非常に多いことが明らかになっているわけですから、国に対しても抜本的な対策、そして応急的、緊急的な対策を、その2つを国に強く求めていただきたいと指摘しまして、私の質問をおわります。ありがとうございました。

12月定例会 一般質問

成宮まり子（日本共産党・京都市西京区）

2013年12月10日

【成宮】日本共産党の成宮まり子です。通告している諸点について知事ならびに関係理事者にうかがいます。まず、農業についてです。

農業問題について TPPを前提にした「米政策の見直し」では米農家は収入激減

【成宮】この間、農家のお話をうかがい、みなさんが懸命に努力と苦勞を重ねておられることをあらためて感じます。

南丹市美山町のある集落では、過疎高齢化のもと、日々、鳥獣被害とたたかいながら農事組合で7割を米を中心に作っておられます。村をあげて「若者が機械を買わなくても農業が始められるように」と支援してきたなかで、若い就農者が増え、村の過半数が若者世帯となり、「村まつり」や「青年団」も復活しているそうです。

また先日は、私の地元で「西京農業まつり」がJA京都市4支部のみなさんにより開かれました。品評会にはみごとな野菜が並びましたが、例年より数がかなり少なく、「台風18号で桂川堤防の農地が水を被ったり、米作りでも大きな被害が出ている。老骨に鞭を打って、来年の作付けに間に合うよう、復旧や土質改良にがんばっているんや」とおっしゃっていられました。

京都府農林水産業功労者表彰式でも多くのベテラン農家、若手のリーダーが表彰を受けられましたが、府内あらゆる地域で、農家のみなさんが、さまざまな困難とたたかい、地道でひたむきな努力で農業と農村、安全な食料と国土を守っておられます。

ところが、そのみなさんが一番心配しておられるのがTPPで農業が壊滅するということです。安倍首相の言う「『農産物輸出1兆円』など信じられない、自分たちの代で農業は終わり、農地とふるさは荒れ果ててしまう」と怒っておられます。さらに政府がTPPを前提に急ピッチで進める「米生産調整廃止」や「農地中間管理機構」に、いっそう不安が広がっています。

米の生産調整廃止、米直接支払交付金などの「米政策見直し」で、京都の米生産はどうなるでしょうか。

府北部の、農家100戸で13割を作っている農業法人では、昨年700万円の機械を半額補助で買い、残りの返済に「10割あたり1万5千円」の米直接支払交付金を充てようとしていたのに、来年度から120万円が60万円に半減、5年後ゼロで、大穴があくといっておられます。「政府は飼料用米を作れというのが、米農家と畜産農家が直接契約している今のしくみでは、販売先探しも大変。しかもTPPで牛や豚は日本からおらんようになるかも知れんのに、そんなもとの急に飼料用米と言われても作れない」と言っておられました。

親から継いで米を作っておられる青年も「農家の声も聞かずに交付金半減とはひどい。しかも、どれだけ米を作るかの判断を130万軒もある農家が勝手にやれば、米価は暴落するのではないかと心配しておられます。

零細農家だけでなく、国や府が進めてきた集落営農や法人、大規模経営こそ大打撃を受けるのです。

いまの米直接支払交付金などのしくみは、問題はあるものの、米価下落のもと、農家にとって営農を続ける励みとされてきたのであり、だからこそ政府も「見直し」には一定の時間をかけるところしてきたのです。ところがこれを覆し、産業競争力会議での財界代表の主張どおりに、国民の主食である米を市場まかせ、米の自給維持も、安定供給さえも放棄し、農家の所得向上にも背を向けようとしています。

そこで知事は、これら「米政策の見直し」が京都の米生産に及ぼす重大な影響をどう認識しておられるのかうかがいます。先日の答弁では「急激な転換はしないよう国に要望した」とされましたが、政府は年明けにも国会に法案提出し、来年度から直ちに米農家の収入が激減するような「見直し」をゴリ押ししようという局面なのです。全国知事会長として、農家と農業を守るためには、強引な米政策「見直し」に反対し、法案提出やめよと言うべきではありませんか、お答え下さい。

「農地中間管理機構」は、財界要望、企業参入で農地差し出しに

【成宮】もう1つ、「農地中間管理機構」についてです。

政府の成長戦略にある「10年間で全農地の8割を担い手に集中」との目標実現のために都道府県に置かれる「機構」は、農地の貸し付け実績が厳しく査定され、引き受けた農地も貸出先がなければ所有者に戻すとされ、結果として条件不利の中山間地や耕作放棄地などは対象外になっていくことが考えられます。一方、農地の貸出先は、財界代表が求めてきたとおりに「公募」とされ、地域の農業者よりも企業参入が優先され

かねません。

そもそも農地とは、耕作している農民と集落のもの、と農地法は定めてきました。農地が生産者の経営基盤であり、地域の資源であり、農地と環境維持には地域の協力が欠かせないからであり、これまでのたび重なる規制緩和でも、農地の管理は地域の農家から選ばれた農業委員会にゆだねられてきたのです。ところが「機構」はこの基本をゆがめ、農地への関与と権限を農村現場から奪うものとなりかねず、これについては全国農業会議所会長が批判の声明を出している通りです。

京都府では、すでに農業会議とアグリ 21（*農業総合支援センター）が、農地利用業務を統一してきましたが、その基本はあくまで地域と農家を中心に、農地の維持管理・活用のために貸し手と借り手をつなぐものであったはずです。また、「京力農場づくり」なども、集落と農家を基本に集落営農・法人化などを支援してきたのであり、そこには農家と農業団体、府職員の努力があつてのことだと考えます。ところが、昨日の答弁では、農地中間管理機構の機能をアグリ 21 にもたせる、とされました。

「機構」が、集落と農家よりも企業参入を最優先して、優良農地を差し出すものになりかねないことと併せ、アグリ 21 などが本府のこれまでの施策にも反し、大きく変質させられることを危惧するものです。こうした「機構」についてどう捉えておられるのか、お答え下さい。

米の価格保証による米生産への支援を

【成宮】いま京都府に求められるのは、農家や関係者の努力と苦労を水泡に帰すような、国による TPP 参加と「農政大転換」にきっぱりと反対することです。

さらに、京都府の農業を考えたとき、特に北部地域ではその中心は米であり、実際、農産物の販売額のトップは8割以上の農家で米が占めています。京都で、農家が安心して農業を続け、農村に住み続けられるようにするためには、安定した米生産への支援が何よりも重要であり、そのカギは米の価格保証です。わが党はこれを一貫して主張してきましたが、本府としても、農家があきらめず頑張れるように米価を支えること、せめて京丹後市などによる特別栽培米への奨励助成制度（*1畝以上の作付に10畝あたり1反に1万円）などに習い、府も独自の上乗せが必要です。国の農政大転換に多くの農家が不安を持っておられるいまこそ、米の価格保証を正面から検討すべきと、あらためてつよく求めておきます。

有害鳥獣対策の拡充と強化、防護柵は維持補修にも支援を

【成宮】その上で、農業関係者から要望のつよい緊急対策にしぼり、提案し、見解をうかがいます。

1つは、鳥獣被害対策のさらなる拡充・強化です。この間、わが党は繰り返し提案してきましたが、府の有害鳥獣捕獲計画や目標の見直し、恒久防護柵延長、猟銃や罠の免許取得者拡大策などがすすめられ、農作物の被害は減りつつあるとされています。しかし農村現場では「集落の人家のそばまでシカが何十頭もの集団で来る。交代で寝ずの見張りをしても、被害は増えている」「防護柵の地面が掘られたりして、いったん壊れると被害は大きい。柵新設の資材支給はありがたいが、維持・補修にも補助を」との声があがっています。鳥獣被害対策では、捕獲と防除、従事者育成など総合的対策のいっそうの強化が必要です。同時に、とりわけ要望のつよい恒久防護柵の維持・補修については、資材支給など何らかの支援が必要と考えますが、いかがですか。

台風被害の支援制度は期限の再延長を

【成宮】2つめに、台風 18 号被災農家への支援です。被災農家の切実な声にこたえ、9月補正で支援制度ができましたが、来年度の作付けを見通しても今の時期に必要な復旧資金などがいきわたることは不可欠であり、全ての被災農家への周知徹底や申請援助を、府の責任で迅速に行なうことは当然です。ところが、被災農家からは「一度、見に来てもらったけれど、支援を受けられるかどうかの話はない」「市の説明会では、府の制度があるとの話はなかった」とか、府職員からも「せっかくの制度を活用してほしいと必死で努力しているが、なお職員体制が足りない実情」ともお聞きをします。

とりわけ、農業者等復旧応援事業補助金や農林水産業者生産設備再建支援事業による機械などの更新、修

繕への補助制度は初めてのことであり、現在、締め切りを延長して約 500 件の申請見込みと聞きますが、せっかく支援対象になるはずの農家を取り残されるようなことはあってはなりません。今月 20 日の締め切りが迫っておりますが、期限の再延長や必要な体制を補強し、全ての集落での説明会を開催するなど、府の責任であらゆる手立てをとるべきと考えますが、いかがですか。

新規就農者支援策の活用促進と拡充を

【成宮】 台風被災支援でもう 1 点、初めて制度化された農業者経営復興特別支援事業についてです。「就農後 10 年程度で平成 16 年台風 23 号に続いて被災した農業者」が対象とされ、私たちは弾力的運用を求めてきましたが、実際の運用では、10 年間に激甚災害指定となった市町村の被災者を対象としているとききます。しかしそれでも、例えば、舞鶴の新規就農者のグループが今回の事態を何とかしようとして声をあげてこられたのだけれど、そのなかでも就農から 3 年とか 6 年という「2 度の被災」でない方たちは対象とならない。また、和東町でもお茶で就農 5 年の青年が、一昨年と今回と 2 度被災したけれど支援が受けられないと訴えがあります。

私どもは、全ての被災農家を支援すべきと考えますが、とりわけ新規就農者は、土地も家も借り、経営が安定せず蓄えもなく、支援がなければ離農せざるを得ないという方も多く、手厚い支援が不可欠です。そこで、制度運用上はもちろん、制度そのものの拡充も行なうなどし、台風 18 号に被災した新規就農者のみなさんが復旧と営農継続への必要な支援を受けられるようにすべきと考えますが、いかがですか。

知事・理事者答弁

【知事】 今回の国の米の生産調整廃止などの見直しは、作らないで金がもらえるという消極的なものから、農地の活用による規模を拡大し競争力強化で意欲的なものに変えたいということでもありますけれども、京都府の農家の影響については、先に井上議員にお答えしましたように米の直接支払い交付金の減額による農家所得の減少、米の生産過剰による米価の低落、下落、そして収入額から見て飼料用米への転換が容易でない農家はどうか、などといった点についての影響が懸念されているところであります。このため 11 月に国に対して減反の廃止など急激な農業施策の見直しによって地域の農業に混乱を招かないようにすること、京野菜や黒大豆、小豆といった政策作物の所得確保支援策である水田活用直接支払交付金の確保などを要望したところであります。今後も国の制度を最大限活用し、また、府独自の支援策も組み合わせまして小規模農家や高齢者も含めた多様な担い手による収益性の高いものづくりにより持続可能な農業を展開できるようにしてまいりたいと考えております。

担い手への農地集積や集約化、耕作放棄地解消のために今回法律が成立しました「農地の中間管理機構」でありますけれども、まだ、制度の詳細等はまったく明らかになっていない段階でありまして、農地の集積や集約化に都道府県がかんで仲介の労をとれ、というところまでになっております。中山間地が多くブランド京野菜を中心に収益性の高い農業を展開している京都府では、地域の担い手はもとより集落営農組織や農地参入企業のほか多様な担い手の総合力によって農地を守り、集落を維持していくということが一番現実的であると考えております。このため担い手育成から農地集積等を一体的に進めてきた現在の京都府農業総合支援センターの機能が充実するよう支援を国に要請してまいります。さらに地域の話し合いによる「人・農地プラン」を基本とした農地集積を優先する仕組みを求めてきたところでありまして、認定農業者や農業法人等に加え、集落営農組織についても担い手として位置付けるなど、またさらに地域内で受け手確保が困難な場合につきましては、広く受け手を募集するなどの柔軟な制度設計をすでに国に対して政策提案をしているところであります。私どもといたしましては、こうした京都府の取り組みによりまして従来の取り組みがしっかりと生きるなかで、また多様な担い手が確保するなかで京都の農業が守れるように国に対して要求していきたいと考えているところであります。

【農林水産部長】 有害鳥獣対策における防護柵の維持補修に対する支援であります。既設防護柵の機能強化をはかるため、柵の延長やかさ上げを行う場合に資材支給などの支援をおこなっております。さらに地域においてしっかりと維持管理できるよう、各広域振興局に設置している被害対策チームが現地研修をおこな

うなど、きめ細かく支援をしております。今後は維持補修などの負担の軽減をはかれる恒久型広域防護柵の転換を推進するとともに被害をなくすには有害鳥獣の追い払いや集落をえき場にしない環境づくりなど地域ぐるみの点検活動が重要であり引き続きこれらの取り組みを支援してまいります。

次に台風 18 号災害にかかる緊急対策についてであります。被害の支援については、農業資材や農機具・工具などきめ細かな支援と復旧支援等の伴走支援による個々の農家の事業再開に対応しております。さらに中丹、南丹管内には、新たに府職員を配置し体制を強化するなど災害復興から迅速に対応しております。制度の周知については、府や甚大な被害のあった 5 市町村のホームページの掲載や新聞、テレビ等を活用した広報、JA のいっせいで農家訪問にあわせ 10 万枚を超えるパンフレットの配布や農家組合を通じての回覧、さらに延べ 44 回、約 550 人を対象にした制度説明会や約 850 件にのぼる相談件数など、念入りな対応により現在 606 件の申請を受けております。公募期間の再延長については被災者のみなさんの早期の事業再開と生産意欲の回復を目的にできるだけ早く助成金を利用してもらうために一次募集をおこないました。二次募集については、ここにきて新規の相談がほとんどなくなってきております。したがって、もれのないように再度周知をして期間内に全力で対応してまいります。

新規就農者への支援については、これまで様々な支援制度を講じてきているところでありますが、二度の大きな被災にあわれた経営基盤の弱い新規就農者が経営を再建し、引き続き地域農業の担い手として農業経営を継続できるよう、これまでになかった制度として創設しております。実施にあたっては被災者の現状を踏まえ過去の被災は台風 23 号に限定せず、他の激甚災害など同等程度の災害による被災した新規就農者を対象とするなど柔軟に運営するとともに必要な予算額を確保しております。あわせて農業改良センター等の職員による特別伴走支援チームを編成し、市町村との連携をとりながら現場でしっかりと被災者からの意見や要望を聞くなどを地域によりそった、きめ細かな支援活動を展開してまいります。

成宮・再質問

【成宮・再質問】1 点だけ再質問させていただきます。米の政策の見直しについては、紹介しましたように、農家の来年度からの収入、作付けについても大きく変動せざるをえない、というのが急ピッチで進められようとしておりますし、農地中間管理機構については知事もまだ詳細まで決まっていない、とおっしゃったとおり、そういうものが来年度から設置をするとなっているわけです。で、なぜそれほど急ピッチ、急浮上してできたのか、と考えますとね、やはり背景には財界の「農業をビジネスに」という主張が強力にあり、例えば、ローソンは「コンビニ業界は飽和状態、他社との差別化のため生鮮品を拡大する」として全国に農場を展開しています。そのローソンは産業競争力会議では楽天など民間委員らと一緒に「株式会社の農業参入自由化」「農地の規制緩和」を求め、そのために農地中間管理機構を活用せよ、米生産調整や直接支払交付金は「阻害要因」だから廃止せよ、という勝手放題の主張をだしているのです。結局、株式会社にとっては農業、農業参入というのは農地を守るよりもあくまで「もうけ、ビジネス優先」で、だから全国各地で、農業参入したカゴメやワタミなどの撤退、本府でもカネショウの規模縮小などが地域で大問題になっているのです。そこで、本府において今後の「アグリ 21」などの方向が、こういう株式会社のもうけのために農地を優先的に差し出すということになってはならないと考えます。農業を守るには、地域の農業者こそ優先すべきと考えるものですが、ここについての知事のお考え、再度ご答弁いただきたいと思っております。

知事・再答弁、成宮・指摘要望

【知事】この農地中間管理機構については、基本的に都道府県が運営していく形になると思っておりますので、われわれは地方分権の形からもそれぞれの地域の実情にあった運営を求めていきたいと考えております。そしてそのために、私どもが今まで ました、地域の話し合いによる「人・農地プラン」を基本とした農地集積を優先する仕組みや、認定農業者や農業法人に加え集落営農組織についても担い手として位置付けていくなど、京都における多様な担い手確保のために資する法人として運営するように、これは努力をしてまいりたいと考えております。

【成宮・指摘要望】地域を基本に、地域の農家を大事にして、ということがあやうくなつてはならないと考

えるわけです。ふりかえりますと、10月11日に「国と地方協議の場」がおこなわれ、そこでの知事の発言を見ておきますと「農地と保育所、岩盤の規制をとりはらうべき」と発言されております。「岩盤規制」というのはまさに、農地や地域を大事にするということではなくて財界が農業参入していく、その主張で使われてきた「岩盤規制を取っ払え」と同じく聞こえるわけです。こういうことで知事が財界や大企業の代表と同じ立場に立たれることが絶対にならないようお願いしたい、と思います。世界の流れというのはTPP参加や農業のグローバル化ではないということをぜひ認識をいただきたいと思います。来年は国連の「国際家族農業年」でありますし、家族・小規模農家こそ、食料安全保障や生物多様性や環境維持、貧困削減に貢献する、ということが国連でも定められているのです。農地中間管理機構は、先ほども示してきましたように地域の家族農家や小規模農家を減らしていく、こういうことのために財界代表が使えと言ってきたものであり、これ自身が大きな問題であると私どもは考えるわけです。本府における農政ではこうした企業ビジネス支援の立場に立つことのないように、家族経営や小規模農家、多様な経営、特に京都では米農家、これらの皆さんが農業、農村を支えている現実をしっかり目を向けていただいて手厚い支援こそするべきだ、と指摘いたしまして、次の質問に移ります。

障害者差別禁止条例について 障害者の意見を十分に反映した障害者権利条約を

【成宮】 次に、「障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」、いわゆる障害者差別禁止条例についてです。

先の国会で、障害者権利条約批准が承認され、政府は条約締結の手続き入る見通しです。障害者や障害者団体のみなさんによる20年来の運動に突き動かされ、2007年に日本政府が条約に署名し、以来、国内法整備がすすめられ、ようやくの批准となりました。

障害者や関係者からは、条約批准は障害者の人権と基本的自由、固有の尊厳等を保障する重要な意義があると歓迎されています。同時に、今後はとりわけ、障害者権利条約にふさわしい水準で、障害者総合支援法の見直し、障害者差別解消法を実効あるものにする、さらに都道府県条例の制定やとりくみの具体化などを切望されています。障害者や障害者団体が意見を述べてきたこと自身が重要であり、岸田外務大臣も「条約締結をスタートとし、国内対策の充実に努力する。障害者と今後とも積極的に連携していく」とされている通りです。

そこで、本府では条例制定にむけ、いよいよ詰めの段階ですが、まず本府の基本姿勢について、条例制定にあたり、障害者権利条約の水準をふまえた条例とすること、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉のように、障害者の意見を十分に反映させることは、条例案づくりやその後の具体的運用・推進などにおいても重要だと考えますが、いかがですか。

本府が制定する条例には、障害者が受けている差別や権利侵害を禁止し、障害者の暮らしづらさをなくしていく実効性が不可欠です。それは何より、障害者が現に今も、日々、尊厳を傷つけられたり、悲しい思いを飲み込んだりしておられる実態があるからです。

障害者の方からは、レストランに入るにも車椅子用トイレがない、「自閉や精神の障害者は来ないで」と言われたり、障害者施設をつくるにも「迷惑になる」と言われてしまうとか、就職活動でも「障害者なら、そちらの枠で」と意欲や能力以前に「障害者」ということが優先される。また女性障害者の方は、子どもの時に子宮を取る手術を受けさせられ、「障害者は結婚・出産などしないもの」と思われてきた、セクハラに声をあげにくい、男性による排泄介助など「女性」であることが軽んじられる、など痛切な声をお聞きしました。

こうした事例については、府が設置した検討会議において、障害者や家族、各分野の関係者により、1年半にもわたる検討が積み重ねられ、委員が合意した内容として、「障害を理由にしたハラスメント防止」「女性障害者の複合的な困難と差別解消」「合理的配慮の提供を実効性あるものに」「推進会議の設置」などが「中間まとめ」「最終まとめ」として提言されています。

ところが、9月に「条例案骨子」が府から示されたとたん、検討会議の委員を務められた方々も含め、障害者から、「女性障害者の問題が抜けている。府は軽視しているのか」「条例の実効性を左右する検証機関の

設置が消えた」「他府県よりも一歩でも前進したものをつくりたいのに、これでは不十分だ」「検討会議の提言との温度差が大きい」など不満の声が寄せられる事態となっており、府の責任や姿勢が問われています。

そこでいかがいます。いま、こうした意見や要望を十分に汲みつくすとともに、検討会議において、各委員が意見の違いも検証しつつ合意された内容として提言された「中間まとめ」「最終まとめ」について、府としてこれを最大限に尊重し、府条例に反映すべきであり、それが当然の責任と考えますが、いかがですか。

理事者答弁、成宮・指摘

【健康福祉部長】「障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」についてであります。条例の検討過程において、一つには、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者の尊厳の尊重や社会参加の推進、また、障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供などを盛り込むとともに、また、障害者基本法や障害者差別解消法といった国の法律との整合性も図ってきたところであります。

先の代表質問で知事からご答弁申し上げました通り、現在パブリックコメントの段階まで来ておりますが、この間、条例検討会議で取りまとめられた内容や多くの府民の皆さまからいただいたご意見を真摯に受け止め、身近な地域で相談に応じる相談員の選任やより専門性の高い事案等の解決を図る第三者機関の設置、また、障害のある人に対する就労支援、スポーツ・芸術をはじめとする社会活動の推進など、京都ならではの条例を制定し、運用してまいりたいと考えます。

また、条例制定後においても、障害当事者の方々のご意見も十分お聞きしたうえで、具体的な運用方法等を盛り込んだガイドラインを策定などに取り組むこととし、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けて実効性あるものにしてまいりたいと考えております。

【成宮】批准する障害者権利条約の水準にするという点でも、本府では検討委員会の「中間まとめ」「最終まとめ」を最大限に尊重し、盛り込むということが障害当事者の声を十分に反映するという点でも問われているのではないかとお聞きしたわけですが、お答えがありませんでした。障害者の声というのは、やはり府の条例を自分たちも入って、「より良いものにしたい」という強い思いから寄せられているものでありまして、「中間まとめ」「最終まとめ」については、しっかりとこれを盛り込んでいく、これが国際水準、障害者権利条約の水準で条例をつくるということであり、第一に問われる本府の責任である、と厳しく指摘しまして、質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

12月定例会 一般質問

島田けい子（日本共産党・京都市右京区）

2013年12月11日

難病対策について 安心して医療が受けられる新制度にすべき

【島田】日本共産党の島田けい子です。先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

はじめに、難病対策について伺います。

厚生労働省は、10月29日の難病対策委員会で、難病医療費助成の新たな制度案を示し、来年の通常国会へ法案提出を目指すとしています。これまで根拠となる法律がなかった難病対策を法律で位置付けることや、医療費助成の対象を56疾患から300疾患程度に拡大する方向については、患者や関係者の皆さんから歓迎されていますが、一方で、これまで無料であった重症者に自己負担を導入することや軽度者を助成対象から原則除外する方向について、強い不安と怒りの声が上がっています。

11月30日には、京都でも「新たな難病対策案の痛みを問う緊急集会」がもたれ、私も参加して、当事者の皆さんの悲痛な声をお聞きしてきました。

人工呼吸器をつけて参加された進行性筋委縮性側索硬化症、ALS患者さんは「発病して30数年、医療費は無料ですが保険の利かない定量吸引機に15万円、足ふみ吸引器やバッテリー、医療材料で数万円、コミ

コミュニケーション機器は1割負担で2万円、難病リハビリに通う介護タクシー代5万円など多額のお金がかかり、貯金が雪崩のように無くなってしまった。ALS 協会の調査では、介護保険の自己負担、障害者施策によるヘルパー利用料の自己負担等、医療機器購入等の出費以外の固定的な経費で平均月に6万円も出費している。特定疾患だったら何でもタダではない。人生、病気で苦しんでいるのに、この上に苦しませるのか。早く死ねということか」と発言されました。

23歳で発症し、就職したばかりの会社を辞めざるを得なくなったリウマチの女性は、「毎日泣いて暮らしていた。今も受け入れられず苦しんでいる。3割の自己負担、内服薬や点滴、検査入院で去年は79万円もかかり両親に払ってもらった。家族に迷惑をかけ、これから何十年と高い医療費がかかる。怖くて仕方がない」と訴えられました。

稀少難病患者さんからは、「医療費が上がったら受診を控えるという声ですでに出始めている。医者に安静にしているといわれても、生活のため、医療費のため、難病を隠して働かざるを得ない現状だ。自殺者が出かねない」との訴えや、「保険外の負担で10万円にもなる」との声もありました。

難病の専門医にもお話を聞きました。リウマチの初期治療に大変有効な薬ができたが、特定疾患の対象外で3割負担であり、高額なために、本来8週に1回の点滴を12週に1回しか受けられない患者がいる。リウマチ、潰瘍性大腸炎や多発性硬化症等の免疫疾患は症状が軽いうちに治療をして重症化させないことが大原則であり、軽度者の切り捨ては大問題だと指摘されました。

また、在宅で24時間休むことなく難病の子供の命を支えて頑張っている親御さんたちから、医療費公費負担の継続などの予算を、義務的経費として安定的に確保するとともに、難病対策が法制化されるのを機に、20歳以降も継続的な医療費助成と福祉施策が受けられるよう要望が出されております。

厚生労働省は、難病対策委員会の最終報告を年内にも取りまとめる予定ですが、患者団体が命がけの訴えを続けておられます。本府としても直接患者や医療機関の声を聞き、病名や重症度による線引きを止め、全ての難病患者が安心して治療を受けることができるよう、公費負担医療の充実と高額療養費制度の限度額引き下げなど、医療費負担軽減をおこなうよう、国へ求めるべきです。いかがですか。

1月にまとめられた提言では、「難病の治療研究をすすめ、疾病の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳をもって生きられる共生社会をみぞすことを基本理念とする」と掲げています。その理念を法律にも明記し、医療、年金、介護、福祉、就労支援等の総合的な難病対策を進めるべきと考えますが、いかがですか。見解をうかがいます。

難病対策の本府としての役割

【島田】そして、本府においてもその理念を共有し、積極的に難病患者と家族の支援を強化していく立場から、以下、具体的にうかがいます。

一つ目は、先ほど紹介したように医療費以外の交通費や介護などの自己負担が大変多く、福祉的な支援が必要です。府は2008年にわずか一万円の難病患者見舞金を廃止し、当時、難病患者さんから、京都府から見捨てられたようだとの声が出されていきました。改めて、患者の実情を把握するとともに、生活支援に資する支援制度を作るべきです。いかがですか。

二つ目には、難病の相談体制の強化です。京都府難病相談支援センターについて2万人近い特定疾患患者があるのに、非常勤の3人体制では不十分です。専門職にふさわしく正規職員として配置し、必要な人員増をはかるなど、一層の機能拡充を求めます。また、京都府各保健所は、医療費助成や重症認定の申請窓口であり、難病患者の支援事業やネットワークの中核を担っています。現状は、申請業務などの事務に追われ、個別支援など訪問活動は減少しており、圏域毎の協議会開催も不十分です。必要な人員増を図るなど体制の強化が必要です。いかがですか。

また、NPO法人京都難病連では京都府の委託を受けて講演会や患者同士の交流やピアカウンセラーなどの事業を実施されています。患者同士の励ましあうパワーはとても大きなもので、大切な事業です。難病連への委託金、補助金は事務事業の見直しでカットされ135万円のまま十数年経過しています。民間の財団への支援をお願いしたり、自販機の設置や入れ歯の回収などで収入を得るなど涙ぐましい努力をされています。

予算の抜本的増額と支援が必要です。いかがですか。

三つ目には、就労支援です。ハローワークに難病をよく理解した専門の就労相談員の配置が必要です。全国で 15 人の配置が始まっていますが京都府にはありません。患者は、病気を隠して働き無理を重ねて重症化する等の事例もあります。患者がきちんと治療を受けて安定した状態で難病と付き合いながら就労することが必要であり、医療従事者や保健所・保健師などもこうした患者の立場や難病の特性を理解し、適切なマネージメントをおこなってハローワークにつなげる必要があります。そのための研修や体制整備を進めるとともに、事業所や府民の理解をすすめる啓発活動が必要です。いかがですか。

介護保険問題 介護保険制度改悪はやめるべき

【島田】 次に、政府が通常国会で提出を狙う介護保険制度改悪法案についてです。見直し案がほぼ出そろいましたが、国民の世論と運動に押されて、一部方針を見直すなど、制度の矛盾と破たんが明らかとなっています。制度改革の内容は、要支援 1・2 の認定者 150 万人の介護サービスを介護保険給付からはずし、市町村に丸投げするとともに、一定以上の所得の利用料を引き上げ、特別養護老人ホーム入居者を重度者に限定し、施設の居住費、食費の補足給付を縮小するなど、利用者と家族、介護事業者、介護労働者の願いと逆行するものとなっています。

わが会派では現在、介護保険事業所へのアンケートや訪問活動を行い、現場の意見をお聞きしています。要支援者の介護保険給付はずし、市町村移管について、ヘルパーなどから「寝たきりになってからでは遅すぎる。ヘルパーの家事援助は、単なる家事援助ではなく、生活の基本を支えている。利用できなくなれば、閉じこもりや認知症の悪化で確実に利用者の状態が悪化する」「最近はどうや認知症の方が増えており、人間関係をつくるまでに数カ月もかかる。」との声が出されています。また、地域包括支援センターでは、「要支援者向けサービスの市町村事業への移管については、施設基準も人員基準もなく、際限なく安上がりのサービスが追求され、その結果事業所の経営も立ち行かなくなる」との声や「市町村にも受け皿やNPOやボランティアがそろっているわけではなく、市町村格差が広がります」との懸念が出されました。

現に本府の地域支援事業において、閉じこもり予防や認知症予防、うつ予防事業は 7 自治体にとどまっています。介護部会の審議の中で、認知症と家族の会の代表は「社会保障の向上や増進とは真逆の方向。市町村事業は軽度認知症に有効なサービスではない」と発言し、全国町村会会長も「町村では民間参入は全くなく、実態とかけ離れたことをやるのは困るなど意見が出ています。こうした批判を受けて全面改悪は断念したものの、要支援者向け運用の約 6 割を占める“命綱”の訪問介護と通所介護を市町村事業に移す方針は撤回していません。訪問介護と通所介護の市町村事業への“丸投げ”方針は撤回するべきと考えます。いかがですか。

また、特別養護老人ホームの重度者限定について、「要介護 1・2 の人で入所が必要な人は虐待や貧困、住まいの問題等を抱えており、このような人の受け皿がなくなれば自殺や介護殺人、孤立死をいう問題が出てくる」等の声が出されています。介護費用の削減ありきの制度改悪案をきっぱり撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護制度の確立に転換すべきです。知事の見解をうかがいます。

また、高齢者福祉に自治体が責任を果たす点で地域包括支援センターを老人福祉法に位置付けて総合的に支える体制を作ることが必要です。センターに寄せられる相談は介護問題だけでなく、虐待や介護放棄等、困難な事例が増えており、これへの対応や引きこもりの人への訪問活動なども求められています。センターの人員体制を 2 倍にでも引き上げてほしい。地域課題を解決しようと思えば、小学校区や旧村単位で専門的な人材を置くことが必要といわれました。また、市町村によってセンターの体制や機能の格差もあります。本府としても現状を把握するとともに、必要な予算の確保と市町村への支援を行うべきです。いかがですか。

また、在宅介護の現場では、ヘルパーの高齢化が進み、施設では新規学卒者が定着しないなど、若い方が介護職から離れている現状があります。ハローワークに求人をかけても応募が全くない施設や 100 パーセント運用できない施設もあります。福知山市の 74 事業所では 140 人も不足するなど、現状は一層深刻です。賃金があまりにも低すぎるのが問題です。全労連の調査では、正規の介護労働者の平均賃金は 180204 円

と平成 23 年度賃金構造基本統計調査における全産業の平均賃金 296800 円を 116000 円も下回っており、この間の生活援助短縮で、登録ヘルパーでは 56%の方が「収入が減少した」と報告されています。「介護職員処遇改善等特例基金の 1 年延長」では解決できません。改めて、介護報酬とは別枠の仕組みを作り、そのための公的助成制度が必要と考えます。いかがですか。

難病対策についての知事・理事者答弁

【知事】 難病対策についてですが、原因不明で治療法の確立していない難病は稀少なものも含め一般的には 5000 から 7000 疾病があるといわれています。そのうち医療費助成が受けられる疾患は 56 しかありません。難病患者の長期に渡る療養生活と社会生活を支える総合的な対策も不十分です。こうした課題を踏まえて、現在厚生労働省の難病対策委員会において、難病対策の改革について審議され本年中にその意見がとりまとめられて通報国会に必要な法律案がだされるようになってきているところです。そもそも、これまで国の難病対策というのは、ひどいものであったと。単なる予算補助であって実質難病対策をさせていたのは都道府県です。予算がなくなれば難病対策にかかるお金は都道府県にこない、こういう矛盾した形で難病という国家的が対応しなければならない対策というものがおろそかにされているのではないかと、ということ平成 24 年度の国と地方の協議の場において私のほうから指摘をしました。それを受けて平成 24 年度の予算から、年少扶養控除の廃止等による地方増収分の一部を暫定的に地方超過負担力所に宛てることとされ、さらに平成 25 年の 1 月に総務、財務、厚労 3 大臣の合意で平成 26 年度予算について、超過負担の解消実現をすべく法制化そのた必要な措置について調整を進めるとされ、そして難病リスクの位置づけを法制化というふうにつながったという一部があります。そうした点から言うとまさにこの間、京都府自身、都道府県がこの難病対策をささえてきたと言っても過言ではないと思っています。その上で、京都府としてはいよいよ国が本格的な法制化に向けて動いてきたわけだから、その制度設計にあたって患者や家族の負担の増加、利便性の低下等に配慮し、真に支援が必要な患者のみなさんにとって適切な治療が受けられる制度とすること、当事者である患者、家族からも充分意見を聞くこと、実施自治体である都道府県からの意見を十分に把握するよう、国に対し強く要望してきたところであり、知事会を通じても同様の働きかけをおこなったところでもあります。

今回の難病対策改正にあたっては国と都道府県の難病関係者協議会の場において、私どもの課長がメンバーになっており、医療費助成を中心とした医療サービスはもちろんのこと、福祉、介護、就労、災害時対応など患者のみなさんが住み慣れた地域で安心して療養生活がおくれるよう、総合的な支援策を講じるべきと提言をしてきたところでもあります。

京都府ではこれまでから重症難病患者入院受け入れ事業や、機器貸し出し事業など在宅療養生活の支援、難病相談支援センターや保健所等における生活就労面を含む相談対応、災害等の個別支援計画の作成など総合的な対策を講じてきたが、これはこれからの時代において、難病対策ではなくて高齢化時代を踏まえば、医療や介護や福祉を地域において一元的にやっていたいかなければならない、そうでなければ十分な対策が講じられないということで、地域包括ケアの問題も含めて京都府、都道府県がもっと主体的な役割をはたすべきだという方針でいま動いています。

国民保険の問題もまさにそうした都道府県の役割をしっかりと踏まえていかなければこれからの高齢化時代、少子化時代には対応できないというわけで、私どもは都道府県の役割として果たしてきたいと思っています。今後とも知事会とも連携し、国に対し総合的な難病対策の実施を強く求めていきたいと考えているところです。

【健康福祉部長】 難病対策についてですが、京都府ではこれまでから保健所や難病相談支援センターでの日々の活動を通じて患者や家族の方々の実情を把握しているところです。

また、難病医療連絡協議会等における専門家のご意見をお聞きする中で、見舞金事業より差し迫った方々への具体的な支援策として在宅重症難病患者等入院受け入れ体制整備事業や在宅難病患者等療養生活機器貸し出し事業を創設し、きめ細かく患者支援を展開しているところです。今後、新制度においても難病患者のみなさんが安心して療養生活がおくれるよう、療養支援について引き続きしっかりと対応します。

難病相談支援センターについては、平成 17 年度に宇多野病院に開設し、保健所や関係機関と連携を図り、

患者や家族の療養生活上の悩みや不安の解消に努めるとともに就労支援や患者会の交流事業などに取り組んでいますが、平成 23 年 6 月には相談員を増員し、平日だけでなく土曜日にも受け付けるなど相談体制の充実を図ってきたところです。今後、難病疾患の拡大や制度見直しなどに係る相談についても充分対応してまいります。

NPO 法人京都難病連については、患者団体としての強みを生かし、ピアカウンセリング等の活動に取り組んでいただき、京都府ではこれまでから相談事業の委託や団体運営に対する支援をおこなってきましたが、新制度の移行にともない患者団体の役割が益々大きくなると考えています。今後ともしっかりとサポートしてまいりたいとおもっています。

また、就労支援については、難病相談支援センターや保健所がハローワークや京都ジョブパークの労働関係機関と連携し、就職相談会の開催や関係機関といっしょに事業所訪問を行うなどきめ細やかな就労支援に取り組むとともに、難病患者就職サポーター配置についても国に要請しているところです。今後こうした就労支援の取組や保健所医療従事関係者の研修、また事業所や府民の皆様方の啓発活動をいっそう強化し、難病患者のみなさんが安心して療養生活を送れる社会環境を整えてまいりたいと考えています。

介護保険についての理事者答弁

【健康福祉部長】 次に介護保険制度の見直しについて、高齢化が進展するなかで持続可能な制度を構築するため、現在社会保障審議会において予防給付事業の市町村事業の移行や特別養護老人ホームの入所基準の見直し等、幅広い議論がおこなわれているところです。予防給付事業は重度化の防止や自立支援の観点から極めて重要なサービスであることから国にその効果を充分検証した上で適切にサービスが継続されるよう強く働きかけています。特別養護老人ホームの入所基準について要介護度で一律に線引きするのではなく、個々の実情に応じ必要性の高い方が入所できる制度とするよう求めております。

また、補足給付の見直しについては高齢者の負担が過度ものとなり介護を必要とする人が必要なサービスを受けられないことのないよう、高齢者の生活実態を踏まえ、国において適切に対応するよう要望しているところです。今後とも利用者本位の安定した介護保険制度となるよう必要な財政上の措置も含め、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。

また、地域包括支援センターの現状については、地域包括ケア推進機構が中心となり市町村や保健所との連携会議の場を通じて圏域ごとに情報交換等を行い実態の把握に努めているところです。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアを実現するためには地域包括支援センターの機能強化が不可欠であることから京都府ではこれまでから緊急雇用対策基金を活用し介護マネジメント等を行う職員を配置しているところです。しかしながらこういった取組は本来恒久的におこなわれるべきものであることから、国に対して必要な財源の確保を求めるとともに、高齢者の総合相談窓口の強化や、認知症対応力の向上関係機関とのネットワーク等の機能強化に向けて、十分な体制を確保するよう要望してきたところであり今後とも強く働きかけていきます。

また、介護職員の処遇改善について介護人材の確保を図る上で大変重要な課題であることから京都府では国に対し、平成 24 年に導入された介護職員処遇改善加算の効果と課題を充分検証したうえで次期介護報酬改定において確実に処遇改善につながる必要措置が講じられるよう強く要望しているところです。

島田・指摘要望

【島田・指摘要望】 難病対策、地域包括ケア、真の意味の地域包括ケアの前進に向けてそれぞれ体制もいま議論の最中であって前向きな答弁であったと思います。国にしっかりと声をあげていただきたいと思います。

そのうえで難病対策についてですが、医療費の自己負担で年収 160 万円の世帯での自己負担は現行年間 27000 円から 14 万 4000 円となり、可処分所得の 1 割を超えるなど過酷な負担です。これが生涯続くのです。収入も減少したり、途絶えるなどの生活困窮、難病と闘い必死に生きる患者へのこのような仕打ちは許されません。難病患者の命を脅かす内容にはきっぱり反対すべきです。

また、介護保険制度改革について、要支援者に係る費用は給付費の 5.7% であってこれを抑制したいがた

めに重度化や認知症が進んで、給付を増やす結果になれば本末転倒であります。保険給付を維持してメニューをふやすことこそが必要です。

本府議会には認知症の人と家族の会からも制度の理念を壊しかねない制度の変更だとして「要支援者外し」や「利用料の引き上げ」について中止をもとめる要望書が提出されています。引き続き国に声をあげていただきたいと思います。

終わりました臨時国会では、社会保障プログラム法案が十分な審議も尽くさず強行可決されました。同法案は、「共助・公助」という言葉が削られ、「自立、自助」のみを明記し、社会保障を個人と家族の責任にとどめるもので、これに沿って抑制しようというのが現在の難病対策や介護の負担増給付抑制です。

憲法 25 条の生存権保障の精神にまずは知事に立っていただく。制度が持続可能なのは当然ですが住民の命が存続できるように態度を明確にして国へ発言すべきと指摘しておきます。

最後に一点要望です。東日本大震災や台風 23 号災害で、在宅酸素療法患者が圧縮空気を作る器械の電源の水没で死亡する事例があったとのこと。緊急事態に備える酸素ボンベの常備や、人工呼吸器装着患者の外部バッテリーの整備などが必要との声がされております。要望しておきます。

台風 18 号被害対策について

天神川・御室川・有栖川の抜本的改修を早期に

【島田】次に、河川整備について伺います。

平成 24 年 4 月策定の淀川水系桂川下流圏域河川整備計画では、私の地元右京区内を流れる 3 河川についても、時間雨量 50 ミリの降雨水準に対する整備率が天神川で、81.1%、御室川では 38.6%、有栖川は 6.8% であり、氾濫時の被害が甚大になることが予想され、優先的かつ重点的に河川整備が必要とされています。今回の台風 18 号では堤防が決壊するとか、人的被害はなかったものの、改めて、被災された御室川上流域、有栖川下流域の復旧状況を調査しますと、行政もつかんでいない大変危険な状況にあったお宅がありました。

御室川上流域の鳴滝地区の護岸は兩岸に住宅が張り付いていますが、堤防がなく、住民が積んだブロック塀を乗り越えて濁流が流れこんだお宅があり、奥さんは、脳梗塞のご主人とともに避難もできずに自宅にとどまったと当日の恐怖を訴えておられました。護岸の崩れが心配され土嚢を積んであるところや土砂の堆積、農業用水路から水漏れもあります。豪雨のたびに自主避難していると寝たきりの奥さんの薬を玄関先に常備されているお宅もありました。住民要望も出されて府民公募型整備事業を活用して応急手当が行われていますが、早急に抜本的改修が必要と考えますが、いかがですか。

また、有栖川についてですが、桂川と有栖川の合流する梅津地域では過去の経験を超えた水位の上昇があり、根本的な対策をしなければ再発は避けられないと、地元住民の皆さんから強い要望が出されています。今回の浸水被害は流域の大雨による浸水と桂川の水位上昇によるバックウォーターが原因ではないか、桂川上野橋付近の当時の流れは国道 9 号線西大橋上流域に設置の 4 号井堰とそれによる上流側の土砂の堆積、生い茂る樹木によって水面の上昇を招いたのではないかと、さらに、河口近くの構口樋門をはじめ、梅津地域の各樋門にはポンプなどの積極的排水設備がなかったため浸水被害が大きくなったのではないかなどが指摘されています。

私は、この間、府土木事務所や府河川課、淀川工事事務所等にも問い合わせ、いくつかの要望もさせていただいておりましたが、京都市では、今回、補正予算を組み原因究明の調査を行ったうえで、有栖川樋門などへの排水ポンプの設置等の検討を始めたところです。さらに、11 月 29 日には、国土交通省は災害対策等緊急事業推進費を計上し、桂川については 170 億円、5 年間で三川合流点から渡月橋までの 7 キロ区間で河道の堀削を行う方針が示され、4 号井堰の撤去なども議論に上っているようです。

今回の災害の検証と今後の桂川、及び知事が管理責任者である有栖川の整備の方向について、国、京都市と具体的にどのような検討をされているのか、お聞かせください。

有栖川整備計画について、現在事業着手している西高瀬川工区の 2.2 キロ区間で十年以上もかかって 600 メートル程度と遅々として進みません。京都市とも協議をし、前倒し整備を進めるとともに、都市下水路の

有栖川流入部の逆流防止対策などの検討、及び、未整備区間の早期着手に全力を挙げたいと考えていますがいかがですか。

子どもが活用する府管理河川敷公園の早期改修を

【島田】最後に要望ですが、休みの日には、松尾橋下流の府が管理する河川敷公園では台風でこぼこに荒れたグラウンドで応急措置をして使える部分だけ活用して少年野球の子どもたちが白球を追いかけていますが、いつ何時事故が起こるやもしれません。府下各地で甚大な被害があり、人命優先で復旧を急いでいただいていると承知していますが、子供たちの安全の確保も重要です。できるだけ早くの改修を要望しておきます。

理事者答弁

【建設交通部長】御室川上流の鳴滝地区の改修について、石積み護岸が連続する約 500mの区間のうち常照橋から北音戸山橋までの約 150mの区間、これにつきまして既に本年8月の府民公募型整備事業等によりまして右岸を中心とした護岸基礎の補強と右岸全面のコンクリート張りを恒久的な対策として実施することを決定しているところです。残りの区間につきましては、台風 18 号後の点検の結果、現状では直ちに手当てが必要な著しい変状が認められなかったところであります。

近年、集中豪雨が頻発する傾向の中、今後とも必要に応じて点検するなど、適切な河川管理に努めてまいりたいと考えております。

有栖川の河川改修について、この河川につきましては周辺の市街地整備と関連して実施する必要があるということで、河川法に基づきまして、河川管理者である京都府との協議を経まして京都市が都市基盤河川改修事業として取り組んでいるところとごさいます。今回の浸水被害の検証や進め方につきましても、現在、京都市において検討しているところということを知っておりまして、その結果が出た段階で、河川管理者であります京都府といたしましても調整協力してまいりたいと考えております。

また、今申し上げました通り、有栖川の河川改修は京都市が事業主体となっておりますので、事業の前倒しや逆流防止対策などの検討ということについてご提案をいただきましたが、まずは京都市の考え方をお聞きしまして、河川管理者である京都府といたしましても調整協力してまいりたいと考えております。本日、このようなご質問があったことについては、京都市に伝えたいと考えております。

島田・指摘要望

【島田・指摘要望】ご答弁がございましたけれども、御室川上流域の鳴滝地区について、本当に惨憺たる状況でございまして、一度、建設交通部長も知事もご覧になっていただきたい。コンクリート張りで2か所程、応急措置されているんですけれども、本当にボロボロでございまして。

本当にこれは、私も反省しなければならないのですけれども、改めて調査に入りますと、先ほど言ったように行政が把握をしていないお宅で、濁流が入ってきて、ご主人が脳梗塞で倒れておられ逃げ出せなかったということでした。あれ以上雨が続けば、人命にかかわる大事故になったというふうに認識をいたしました。これは、下流から整備ということではなくて、本当に抜本的な恒久的な対策が必要です。

京都市の河川が流れ込んでいるところも壊れて土のうが積まれておりますので、ぜひとも緊急整備をお願いしたいと思います。

それから、有栖川については京都市が事業主体となっていることは存じておりますが、京都市議会でも京都府と調整協力をして進めるということです。「まずは、京都市」ではなく、私は本来は京都府管理河川、そして国管理の桂川、排水設備、内水対策等、本当は膝をまじえて検討すること、京都市に任せてではなくて、一緒に検討するということが必要です。西高瀬川工区以外にも、有栖川に注ぐ内水の下水路等は、ポンプ設備も、ふたで内水逆流を防止する弁も設置されていないのです。しかも、6.8%という進捗率です。これは、ぜひ京都府が応援をして、京都市と一体で進めていただきたい。重ねて要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

【他会派議員の質問項目】

12月9日

■秋田公司（自民・京都市南区）

1. 林業振興、木材利用について
2. 農業ビジネスセンター京都について
3. 空き家問題について
4. 都市鉱脈について

■荒巻隆三（自民・京都市東山区）

1. がん対策について
2. 葉識手帳の活用について
3. 京焼・清水焼について

■小鍛治義広（公明・京都市南区）

1. 福祉避難所について
2. 障害者の「害」という漢字表記について
3. 鳥獣被害対策について
4. シカ肉の活用について
5. 府立高校の留学支援について

■北岡千はる（民主・京都市左京区）

1. 性暴力被害者のワンストップ支援センターについて
2. 父子家庭への支援について
3. マタニティ・ハラスメントの実態とその支援について

12月10日

■尾形 賢（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 宇治茶の流通促進について
2. 職員研修の充実について
2. 土曜学習の推進について

■諸岡美津（公明・京都市右京区）

1. がん対策の強化について
2. DV・ストーカー対策について
3. 動物愛護について

12月10日

■池田正義（自民・舞鶴市）

1. 「海の京都」舞鶴プランの実現について
2. 舞鶴市の安心・安全について
3. 有害鳥獣処理施設について
4. 地域経済の活性化に向けた取組について

■岡本和徳（民主・京都市右京区）

1. 14か月予算の執行状況について
2. スポーツツーリズムについて
3. グローバル化教育、国際バカロレアについて
4. JR太秦駅のバリアフリー化について

12月11日

■中川貴由（自民・八幡市）

1. 少子化対策について

■巽 昭（自民・京丹後市）

1. 市町村合併後の財政支援について
2. 和食文化の保護・継承について
3. 「海の京都」における山陰海岸ジオパークの観光振興対策について
4. 野生鳥獣被害対策について

■島内 研（民主・京都市左京区）

1. 京都地方税機構について
2. 防災教育について
3. がん対策について